

## メアリ・リンドン・シャンリー著、『フェミニズム、 結婚、ヴィクトリア期イングランドの法』

Mary Lyndon Shanley, *Feminism, Marriage and the Law in Victorian England*  
(Princeton: Princeton University Press, rep. 1993), pp. 19-26.

河野良継、白石裕子、苑原俊明、山口志保

ヴィクトリア期のフェミニストたちは、法改革が女性解放の鍵になると考えていた。彼女らは、男性の権利義務と女性の権利義務、つまり夫の権利義務と妻の権利義務とに何の区別もしないジェンダー中立的な法の制定が、配偶者間の平等を達成する方法であるということを信じていた。しかしながら、「形の上での平等」がいつも「現実の平等」を生み出すとは限らないことは、経験が示してきたことである。女性と男性とが利用できる経済的・社会的・政治的諸資源が同じようなものでない限り、ジェンダー中立的な法は公的生活における平等な機会や家庭内でのあるべき相互関係をもたらすことにはならない<sup>32</sup>。ヴィクトリア期のフェミニストたちはこのことを認識していた節もある。例えば、夫の収入にかかわらず、妻であり母親である女性も彼女に収入があった場合にその一部を子どもの養育費に充てることが求められるべきかどうかという議論の際に、である。しかし、たいいていの場合にはカヴァチャーや、選挙権からの女性排除がきわだって正義に反していたために、形式的な法の平等の達成に、彼女らフェミニストたちの関心と活動がはっきりと集中したのである。

こうした改革運動において、フェミニストたちは、既婚女性の法的な従属状態を終わらせるよう議会を説き伏せるものとして、個人の自律と平等というリベラルの原理に大きく依存していた。その過程で彼女らは、リベラル理論それ自体を「公的な」政治の世界と「私的な」家族の世界の伝統的な区別を壊すために使っていた。婚姻法改革の闘いの歴史は、リベラル理論が献身的なフェミニストたちの手によってラディカルな変化をもたらす可能性をもっていたことを示している<sup>33</sup>。彼女らの成功が部分的なものにすぎず、個人の権利概念に基づく法改革だけではヴィクトリア期のフェミニストたちが望んだ配偶者間の平等を獲得することができなかった。しかしだからといって、彼女らがなした実践面・理論面での重要な成果の価値が損なわれるものではないのである。

ヴィクトリア期のフェミニストたちは、家族内の家父長的な権力について社会が感傷的に美化することを非難し、配偶者同士の友愛という考え方に傾倒していたが、それは、家族内でも、家族より大きい社会内でも、男女の平等が必要であり実現可能であるという信念に根ざしていた。新しい平等主義的な結婚を目指すという彼女らの希望は、19世紀後半において同様に数多くの法的闘争に取り組んでいたアメリカのフェミニストたちをも活気づけた<sup>34</sup>。ただ、彼女らフェミニストたちが共有していた展望は未だ実現していない。結婚というものを変容させるためには、政治生活や職場や家庭での男女の平等を積極的に促進するような、法的条件のみならず経済的・社会的条件を創造することが求められている。したがって、ヴィクトリア期のフェミニストたちによる政治的・法的な闘いは、現代に向けての重要な課題でもある。カヴァチャーの亡霊はイギリス法にもアメリカ法にも今なお取り憑いており、家庭内および国内で正義を成し遂げる方法についての我々の理解は今なお不完全である。よって、配偶者間の平等という目標は、人間の解放を求める全ての者によっても実現されるのを待っているのである。【以上翻訳：河野良継】

### 第1章

#### 婚姻とは、いかなる種類の契約か？

#### 既婚女性の財産、性のダブルスタンダード、および1857年離婚法

なぜ、イングランドは、女性について正義が行なわれなれないと言わざるを得ない唯一の国であるのか。・・・理由は簡単である。イングランドの法学者および立法者は、既婚女性は「不存在」なのであり、男性と妻は、たとえ夫婦間に不和、別居および憎しみのある場合であっても、なお「一心同体」であるという法的擬制に基づいて行動しても絶対にうまくいかないからである。そうした場合は、夫婦は一体と言っても、我々がしばしば彫刻の中で見かける、絡み合っていて死んでいる動物の姿と同じなのである。すなわち、一方は狂わんばかりに抵抗し、他方が獐猛にこれを滅ぼそうとしているのである。—キャロライン・ノートン『大法官克蘭ワースの婚姻および離婚法案に関する女王への書簡』（1855年）、28頁。

キャロライン・ノートンが死闘を強いられた野獣として夫と妻に関するこうした光景を描いた1855年には、彼女は20年以上に及ぶ非常に苦しくうらみに満ちた結婚生活に耐えていた。1830年代には、妻との不貞を理由に夫ジョージ・ノートンが首相メルバーン卿を告発していたし、またキャロラインは子どもたちの監護権を得ようと出廷していた。1854年には、債権者たちが債務の支払いを求めてノートン夫妻を訴え、ふたりの婚姻生活を苦しめている厳しい財政的問題を明るみに出した。ノートン夫妻の夫としての権利および妻としての権利に関する注目を浴びた裁判によって、夫婦間の暴力と当人たちの不幸が世間の詮索の的となった。キャロラインは、イギリス婚姻法が自らの抱える問題の原因の一部となっているとみなしており、この裁判をきっかけとして、これを攻撃する辛辣なパンフレットを発行することとなった。彼女が特に非難したのは、コモンロー下における婚姻による女性の法的人格の抹殺であり、それにより妻が自らの名において財産を保有することが不可能となっていた。彼女は、夫は妻を離婚することができるが妻は夫を離婚することができないとする離婚法案をも、性のダブルスタンダードを制定法上は認めることとなるとして非難した。もちろん、これら二つの法は、相互に関連しあっている。なぜなら、これらによれば妻はそれ自体夫の「所有物」であり、それゆえ、夫は妻の収入および身体に対して自分のものであると主張することができるが、妻は夫に関しては同様の主張をすることができなかったからである。キャロライン・ノートンのパンフレットと同様に、ノートン裁判に関する新聞記事は、英国の一般読者に、婚姻を規律する法律に関して劇的な教訓を提供したのであった。新聞記事は、また、婚姻を規律する法律に挑戦する最初に組織化されたフェミニスト運動を促進することとなった。ノートン夫妻の出来事に関して簡潔だが余すところなく述べることによって、彼ら自身の時代の人々がそうであったように、20世紀の読者も多くの示唆を得るであろう。【以上翻訳：白石裕子】

#### 婚姻法の複合した不正義：キャロライン・ノートンの場合

キャロライン・シェリダン・ノートンは、著名な劇作家のリチャード・プリンスリー・シェリダンの孫娘であって、ヘンリエッタ・キャランダーとトーマス・シェリダン夫妻の娘として1808年に誕生した<sup>35</sup>。キャロラインが5歳の折に、健康状態が優れなかった父に喜望峰駐在の植民地長官としてのポストが提供された。母親と姉は父に同伴し、キャロラインと妹はスコットランドの叔母の下に身を寄せた。3年後にトーマス・シェリダンは亡くなった。残された妻はイングランドに帰り、シェリダン家の子どもたちは、ハンプトン・コートに国からの恩賜のアパートメントで育った。15歳になったキャロラインはサリー州にある小さな学校へ送られた。サリーに滞在中、グラントリー卿の邸宅ウォーンアーシュ・パークを訪れた際に、彼女はグラントリー卿の弟で相続人のジョージ・ノートンと出会った。ジョージはキャロラインに夢中になり、1827年に彼女が19歳、彼が26歳で二人は結婚した。

あらゆる点でキャロラインとジョージは根本的に相性が悪かった。彼はそれほど頭が良いわけではなく社交性が皆無に近かった。これに対して彼女は機転が利き、まばゆいくらいの美貌で社交好きでもあった。彼は恐ろしいほど短気であり、キャロラインがお世辞を使わず、また痛烈なウィットで返したために、その短気さはますますひどくなった。彼は裕福ではないし、詩人や小説家としてキャロラインが成功したことでもたらされたお金を、自らが必要としたことに腹を立てていた。折に触れてジョージの短気さが、特に酔っ払ったときにひどい暴力の爆発という形で現れたので、彼と妻はしばしば別居した。二人を結び付けていたのは、3人の息子たちに対する共通した愛情ぐらいのものだった。

ノートン家でのもろい休戦は1836年に瓦解した。キャロラインが姉妹を訪問している間に、ジョージは場所を明らかにしないで子どもたちを連れ去り、キャロラインが行き先に立ち入ることを禁じた。そして彼は、彼女が別居に応じない限り、メルバーン卿による夫婦の離間を理由として彼女との離婚に向けた法的手続きをとることを表明した。ジョージが提案した条件は、子どもたちが彼と暮らし、キャロラインのほうは彼からの生活費を受け取らずに兄と暮らすというものであった。驚くまでもなくキャロラインはこの条件を受け入れなかった。

次にジョージは離婚に向けた行動を開始した。その第一歩が、キャロラインとの「犯罪的姦通」を理由にしてメルバーン卿を訴えることであった。「犯罪的姦通」に関する訴訟において夫は妻との不義を理由に相手の男性を訴え被告が有責とされると、夫は「損害」の賠償を受けることができた。「犯罪的姦通」についての裁判は男性からのみ提起できたのであって、女性からはできなかった。これは夫が妻の愛情と性的な奉仕のある種独占で、妻を自己の所有物とする考えを反映していた。妻には夫に対して同様の法的な請求権はなかったのである。金銭的な賠償の提供に加えて、「犯罪的姦通」の訴訟で勝つことが、個別の議会立法による離婚を求めて請願を行う際の前提条件であり、また教会による婚姻無効以外で婚姻を終わらせる唯一の方法であった<sup>36</sup>。メルバーン卿を相手にしたジョージ・ノートンの訴訟で陪審員は、評議を行うため陪審員席を離れることすらせずに訴えを斥けた。評論家のなかは、ジョージが訴えを起こしたのは妻との離婚への第一歩であったわけではなく、メルバーン卿からお金を引き出すことが目的であったと推測する者もいる。ジョージの意図が何であれ一旦「犯罪的姦通」の訴訟に負けた以上、彼はキャロラインを相手とした離婚のための行動をこれ以上進めることはできなかった。二人は一緒に暮らすことができず、それどころか鋭く対立する敵同士であったが、その結婚を法的に終わらせることができなかった。【以上翻訳：苑原俊明】

この事件はキャロラインを激怒させた。陪審が請求を却けたにも関わらず、彼女の評判はひどく傷つけられた。それ以

上に彼女が憤慨したのは、こうした訴訟において妻たちが自らの弁護のための証言をすることも法が禁じていることであった。犯罪的姦通の訴えとは、夫が妻の愛人とみなした人物を相手取って起こす民事訴訟であり、被告の有責性の立証責任は夫の側にあった。妻が法廷へ証拠を提出することを法が禁じることによって、これが、夫が「財産」上の損害であると主張するものを巡る男性の間での訴訟だとする見方が強まった。女性の評判にとって致命的なあらゆるものが、女性の側からは抗弁する可能性もないままに、申し立てられたからだ。

被告が「責任なし」と宣言されたとしても、このような手続の後に「潔白」とみなされる妻はいなかった。この犯罪的姦通の審理の直後からキャロラインは、子どもたちと再び一緒に暮らすことは法によっても不可能だと気づいた。コモローのもとでは、父親が子どもの監護に関する絶対的な権利を有していた。キャロラインは子どもたちと面会しようと繰り返し努力したが、無駄であった。キャロラインの嘆きはあまりにも深く、法律上彼女を子どもに近づけさせないことには疑問の余地もなかったので、彼女は法を変えるべく立ち上がった。彼女は、サージャント (serjeant-at-law) かつ下院議員のトーマス・タルフォードに働きかけ、7歳未満の子どもの監護権を与えるよう大法官裁判所に訴える権利を母親に認める法案を提出させた。それから、彼女は、未成年者監護法案通過のための嘆願書である、『大法官宛の率直な書簡』の原稿を書いた。国会は、1839年未成年者監護法<sup>37</sup>を通過させた。同法によって、大法官裁判所は母親に7歳未満の子どもの監護権と16歳未満の子どもへの面会権を与えることが可能になった。これは母親が監護権を獲得する上での、重要な最初のステップであった(このことと、その後の努力についての詳細は第五章で扱う)。しかし大法官に訴えると脅すだけでは、キャロラインが子どもたちに面会することはかなわず、状況が変わったのはある悲劇を契機としていた。彼女の末息子が落馬事故で致命傷を負い、彼女が駆けつける前に死亡してしまったのである。その後ようやくジョージは、彼女が定期的に息子たちに会うことを許可した。

およそ12年後、ジョージ・ノートンの金銭欲と、イギリス婚姻法の状況がいまって、ノートン夫妻は再び訴訟の渦中に放り込まれた。1848年、ジョージ・ノートンは資金難に陥っており、キャロラインは、自分と子どもたちのための信託財産に彼が譲渡抵当 (mortgage) を設定して借金をすることを認めた。その引き換えに、彼は別居捺印証書 (財産のための記録であり、教会裁判所からの別居判決ではない) に署名した。別居捺印証書では、彼女に500ポンドの収入を与えることと、彼女の債務に対する彼の責任制限について定められていた<sup>38</sup>。その年、メルバーン卿が死去したが、遺言によってキャロラインは、メルバーン卿の所領からいくらかの資金援助を受け続けることができた。1851年にキャロラインの母、シェリダン夫人が亡くなり、キャロラインだけに確実に与えられる毎年480ポンドの遺産が残された。明らかに特定の既婚婦人について保障され、彼女の「特有財産」として知られている、信託財産と遺産は、既婚女性の財産がその夫に帰属することになるコモローのルールを回避する手段であった。コモロー裁判所ではなくエクィティ裁判所が、既婚女性の特有財産を扱った。特有財産を有する妻は、あたかも法的に *feme sole* と呼ばれる未婚女性と同様に、その財産を扱うことができた<sup>39</sup>。【以上翻訳：山口志保】

<sup>32</sup> 研究者の中には次のように論じる者もいる。ジェンダー中立的な法は、例えば出産が男女に与える衝撃の違いを考慮せず、女性が労働者として市民として生活を全うしつつ子どもを持ちたいと望む場合に必要となる資源を女性から奪うことで実際に不平等を助長している、と。Deborah Rhode, "Feminist Perspectives on Legal Ideology," in *What Is Feminism?* ed. Juliet Mitchell and Ann Oakley (New York: Pantheon, 1986), 151-60; Lucinda M. Finley, "Transcending Equality Theory: A Way Out of the Maternity and the Workplace Debate," *Columbia University Law Review* 86 (1986): 1118-82; Christine Littleton, "Equality and Feminist Legal Theory," *University of Pittsburgh Law Review* 48 (Summer 1987): 1043-59. を参照せよ。

<sup>33</sup> リベラル・フェミニズムの限界だけでなくラディカルな可能性に関する広範な議論については、Zillah Eisenstein, *The Radical Future of Liberal Feminism* (New York: Longman, 1981). を参照せよ。

<sup>34</sup> Basch, *In the Eyes of the Law*; Lebsack, *Free Women of Petersburg*; および Elizabeth Pleck, *Domestic Tyranny: The Making of Social Policy against Family Violence from Colonial Times to the Present* (New York: Oxford University Press, 1987). を参照せよ。

<sup>35</sup> キャロライン・ノートンの履歴に関する情報の多くは、下記の文献からのものである。Margaret Forster, *Significant Sisters: The Grassroots of Active Feminism 1839-1939* (London: Secker & Warburg, 1984) および Joan Huddleston, ed., *Caroline Norton's Defense* (Chicago: Academy Chicago, 1982), i-xiii.

<sup>36</sup> 「犯罪的姦通」事件の訴訟については、次を参照せよ。Judith Schneid Lewis, "The Price of a Woman's Chastity: The Criminal Conversation Procedure in England" (Paper presented at the Annual Meeting of the Southern Historical Association, November 1984).

<sup>37</sup> 議会制定法は、名称、国王治世年、そして君主名 (略称) と法律番号によって表記される。1839年未成年監護法 [2&3 Vict., c. 54] はヴィクトリア女王治世の2年目と3年目にわたる国会の会期に成立し、その会期の法令集第54章で見つけることができる。

<sup>38</sup> Lee Holcombe, *Wives and Property: Reform of the Married Women's Property Law in Nineteenth-Century England* (Toronto: University of Toronto Press, 1983), 55.

<sup>39</sup> Erna Reiss, *The Rights and Duties of Englishwomen* (Manchester: Sheratt & Hughes, 1934) は、財産法の女性に対する影響についての傑出した文献である。